



発行 東京都

目次

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局自然環境部水環境課）…一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞（二件）……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一
- 平成十五年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…四
- 管理美容師資格認定講習会の指定……………（福祉保健局健康安全部健康安全課）…五
- 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………（同）…五
- 政治団体の届出……………六
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………三
- 政治団体の解散の届出……………四

- 資金管理団体の指定の届出……………六
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………八
- 資金管理団体の取消しの届出……………九

公 告

- 不燃化推進特定整備地区の指定……………九
- ……………（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…九
- 不燃化推進特定整備地区の区域変更……………（同）…一〇
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…三

正 誤

- 平成二十二年十月二十二日付東京都選挙管理委員会告示第九十六号……………三
- 平成二十六年十一月二十一日付東京都公告……………三

規 則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第七十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十 二の部(二)の款の表トリクロロエチレンの項中「〇・〇六」を「〇・〇二」に、「〇・一五」を「〇・〇五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第七百十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十六年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 日時 平成二十七年一月七日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ファースト・ポイント
- (二) 代表者氏名 代表取締役 田邊 一美
- (三) 主たる事務所の所在地 板橋区常盤台四丁目三十七番九号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八五九七二号
- (五) 免許年月日 平成二十三年六月九日

●東京都告示第七百十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十六年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

月24日

平成26年2月28日

月30日

別図42の区域 平成26年5月30日 に改める。

月20日

月30日

平成17年1月1日

附則

この告示は、平成二十七年一月二十六日から施行する。

●東京都告示第七百十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

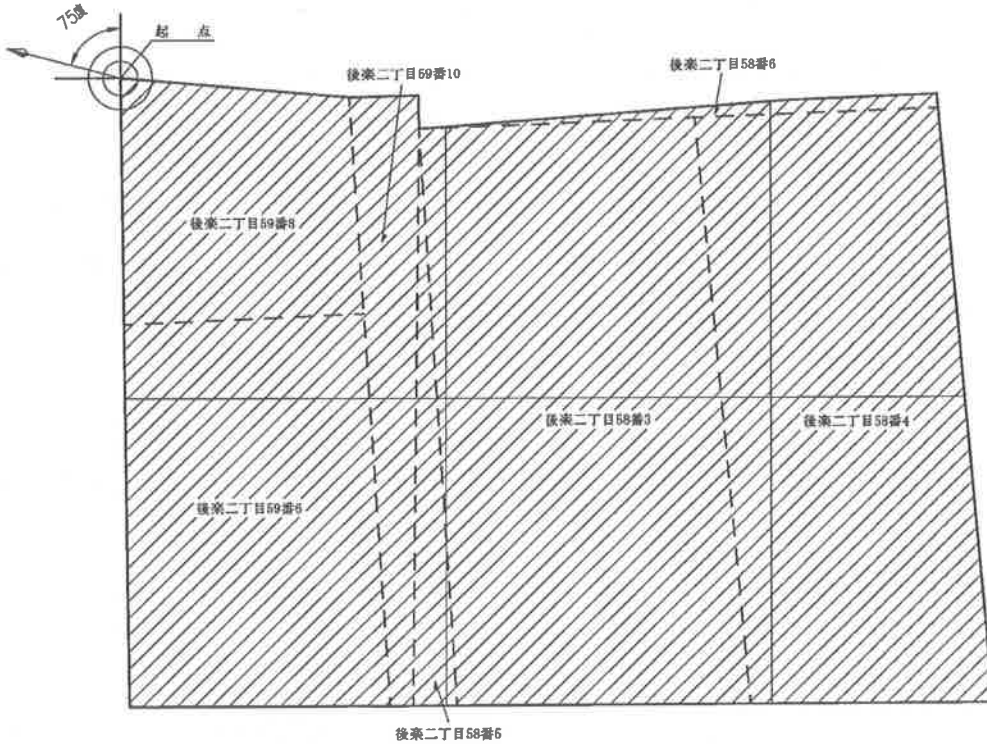
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区後楽二  
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合  
物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその  
化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びに

鉛及びその化合物

別図



【起 点】  
 起点は、文京区後楽二丁目59番8  
 の最北端とする。

【格子の回転角度】 75度  
 格子の回転角度は、起点を通り、  
 東西方向及び南北方向に引いた  
 線並びにこれらと平行して10m  
 間隔で引いた線により形成され  
 ている格子を、起点を中心とし  
 て、右回りに回転させた角度を  
 示す。

【凡 例】  
 ——— 調査対象地  
 ——— 単位区画  
 - - - 筆境界  
 [Hatched Box] 形質変更時要届出区域

●東京都告示第七百二十号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の  
 第三項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次の  
 ように指定する。

平成二十六年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 講習会の主催者の名称及び所在地  
 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター  
 江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビ  
 ルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

- (一) 第八回  
 平成二十七年二月二十三日、同年三月三日及び同月  
 四日  
 食品衛生センター  
 渋谷区神宮前二丁目六番一号
- (二) 第九回  
 平成二十七年三月九日から同月十一日まで  
 食品衛生センター  
 渋谷区神宮前二丁目六番一号

三 受講料  
 一万八千円

●東京都告示第七百二十一号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条  
 の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び  
 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三